

第 19 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 9 月 4 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 06 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、
6 番 山中 讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (7 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (2 人) 2 番 野坂賢思、12 番 福留康弘、
【推進委員】 (0 人)
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告 (2 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について
 - ・農地パトロールについて
 - その他
 - ・令和 2 年度農業委員会全員研修会について

議 長

それでは、予定の人員もそろいました。時間も来ましたので、9月の定例会を早速始めたいと思います。

猛烈な、かつてないほどの強い台風が接近しておりまして大変心配をしておりますが、何とか被害がないように祈っております。また、7夏の豪雨から8月の猛暑、そしてまた、驚きの8月。町長の突然の辞任と、また安倍総理の突然の辞任で、大変驚いております。自分たちはそれぞれ平穏にいけたらなあと思っております。何とか、台風が被害がないようにと祈っております。

それでは、早速会を始めたいと思います。

それで、今日の欠席者が野坂委員と、それから福留委員が2名欠席ということですが、成立をしておりますので。

それで、議事録の署名人は、酒井幸男とハジィフ泉さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速議案に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第4条許可申請について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつものように議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請が1件出てきております。

申請人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町藤縄字イノタニ 248 番 1、畑 35 m²。

理由としましては、山間部の共同墓地への墓参りが困難となってきたため、自宅付近へ墓地を設置したいためとなっております。

資料は2ページ以降をご覧ください。

いつもの航空写真での位置図で場所を落としております。

場所は佐賀の藤縄地区になります。佐賀のコンビニエンスストアから伊與喜方面に向かっていく所の、国道から対岸の伊与木川の橋を渡ってすぐの所が、今回の申請地となっております。

3ページが住宅地図、4ページが詳細図となっております。4ページを見ていただきます通りも、町道の隣接した所の地番となっております。

5番の方が公図で、6番が墓地の利用計画図となっております。

7番、8番が墓地の平面図と立面図、9番も立面図となっております。

最後に、10ページが現況の写真となっております。現況はもう畑となっております。

排水計画につきましては、雨水については敷地内に自然浸透をさせる予定となっ

ております。

全体の土地利用計画につきましては、敷地内にお墓、そしてコンクリート舗装の接道を設置する予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

あと、隣接地の同意については、隣接地に農地がありませんので該当はありません。

その他の農地区分につきましても、その他の農地ということでの第二種農地ということで、特に問題はありません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

これは誰になるのかな、担当委員さん。

〇〇委員

事務局から先ほど詳しい説明があったわけですが。

〇〇さんから電話がかかってきて、問うたらええがじゃろうか電話でかまんろうか言うので、「電話でかまんがじゃないか」いうことであれしたのですが。

ちょうどほかの用事でそこ通りよって、ちょうど〇〇さんが道縁におっていろいろ話を、今人と会って話を聞いたわけですが、この申請理由のどこへ書いてるように、藤縄地区の共同墓地になるわけですが、10 個ぐらいの墓があったようですが現在、ほとんどの方が便利が悪いということで近くへ墓を移転して、現在 3 個残っちゃおうということですけど。

ほんで、〇〇さんらが移転された後に 2 個になるわけですが、その 2 個残る方にも話を聞いたわけですが。〇〇さんから最近墓を移転したいという話があったようです。それで残る 1 件の方も、できたらまた僕も移転せんといかんようになるがじゃないろうかという話を聞いたわけですが。

なかなか、墓へ行くすぐ道の上に墓所があるわけですが、共同墓地が。その墓へ行く入り口が何と立っちょうというか。いつも通るところだからそんなに詳しく見たことなかったのですが、先日現場も見たわけですが、現在の墓所の。なかなか雨降りには、上がっていきよったら滑り落ちるぐらい入り口が立っちょういうか。コンクリートで舗装はして手すりも付けちょうがですが、なかなか上がっていくに一苦労するような入り口が立っちょうる場所で、移転したいという気持ちも本当に、みんながほかへ移りたいという気持ち分かるわけです。

先ほど事務局から説明があったように、藤縄の町道から橋を渡って、ちょうど神

社がその辺にはほとんどないということで、ちょうどこの倉庫と畑があるということで、そこへ移したいということですので。ひとつお願いしたいということで、本人は。

以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手お願いします。

特に問題はなだろうということですが、ありませんかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

1号議案につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手多数でございます。

議案第1号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請ついて1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請が1件出てきております。

〇〇〇〇さん。譲受人の方は、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町入野字平成7220番1、畑926㎡。

理由としましては、既設農業用倉庫に加え、〇〇〇〇事務所および作業場として使用するためとなっております。

資料を、11ページ以降をご覧ください。

11ページに航空写真で位置図を落としております。

場所は、前年度になりますか、今年の3月の定例会のときに農振・農用地の除外の軽微変更で出てきて、皆さん会の後に急きょ現場で確認行かれた所になります。

そちらの方の用途区分の変更の県の手続きが完了したということで、第5条での倉庫の部分が転用の許可申請が今回出てくることになりました。

12ページは住宅地図で、国営の早咲団地の奥一番の方になります。

13ページが詳細図になります。詳細図の方で既存の作業小屋がありますが、その横に事務所を建てるということになります。

14ページが公図です。

15ページが色を付けておりますが、緑色が既設の倉庫、青色が今回転用許可申請が出てきております事務所兼作業場の倉庫となります。

16 ページの最後が、現況の写真になっております。

実際、今回転用許可申請が出てきた段階で、事務局の方が定例会の資料を作成するに当たって現場に行ったところ、もう予定より早く、ちょっと外壁といいましょうか事務所の建物が建っておりました。

事務局の方は何も連絡を受けておりませんでしたので、その場ですぐ行政書士さんの方に連絡を取りました。行政書士さんの方から、今回、恐らく申請者とちょっと連携がうまくいかずに、その〇〇〇〇さんの方の事業がハウス、そしてその中の養液栽培の方の電気設備がどうしても事務所の場所に雨ざらしになって傷んでしまうということで、事務局の方がもうそちらの方も期日が定植の関係上迫っているということで、行政書士さんも早めに出したかったんですけどちょっとそれが書類に不備があって間に合わなかったためということもありまして現場の方が、中はまだ完成はしてないんですけど、外装はほぼ現況の写真のとおり、見たとおりのほぼできておる状態となっておりましたので、その後、ちょっと事務局の方も会長の方に連絡を取って話した結果、いったんこういう状況だということで県の担当の方と話をしてですね、県の方にもすぐ写真の方といいましょうか、送りまして。

状況のその許可申請を出すに当たって始末書、そちらの方を経過の状況を書いていただいて、出してくださいということで行政書士と、あと〇〇〇〇さんにも直接事務局の方から、今回のことについてはちょっとこちらから指導といいましょうか、お伝えをしております。

で、県の方の転用の方の許可については、もう県の方も状況を理解しておりますので。実は、農業振興係の国の、以前説明したと思いますけど、大きなハウスが 2 つ建っています。そのハウスを定植にするに当たってどうしても、その完成検査等もあって電気設備がやっぱり外に野ざらしになってしまうということであって、ちょっとそこがタイムラグで前後するところがあったので、申し訳ないということでの始末書が出てきております。で、連絡も一報する予定もせずに申し訳ございませんでしたということになっております。

あと、こちらの方が農用地区域は今回、事務局の転用の予定でありましたので前段で除外の方をしておりますので、こちらは農用地区域には今回は入っておりません。利用権の設定もありません。

利用計画についても、もう引き続き農業用倉庫と事務所、作業場併設ということになっております。

また、排水計画については、生活排水は浄化槽を経由して南側の道路側溝へ放流するということになっております。

敷地内の雨水については、自然浸透させるということになっております。

土地の取得費は、〇〇〇〇となっております。

事務所の建築費は〇〇〇〇となっております。

同意の方につきましては、隣接地についてはもう同意をしております。
事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

実は、私のところにも事務局の方から連絡が来まして、こうこうでまあ言うたら申請前にもう建物が既に建ちよう。実はハウスの配電盤の関係で雨ざらしであるので、もうこういう状態で建てようということをお聞きまして。

それやけど、5条申請がまだ下りてない段階で建てるのはおかしいがやないかと県に問い合わせ、どういう対処がええかということ聞いてみよということ言うたがですけど、もう始末書で注意ということで県の方も返答があったようございますので。

本来ならば、5条申請が通ってから建物を建てないかんのがほんまですけど、その配電盤の関係でどうしても早く屋根が欲しかったというようなことございます。

この件につきまして何か、担当委員さんの方で何かあれば。

〇〇委員

本人と話しましたが、今すごい詳しく言ってくれたので、もうそのとおりです。

議 長

そのハウスの電源、配線板の関係で、どうしてもその先にやりたかったということで、申し訳なかったという。

始末書も出ているようございますので。

この件につきまして何か質疑ある方、挙手をお願いします。

〇〇委員

前も何かあったろう。これも一緒やいか。

議 長

前いうか、前のがは、今の農用地から除外のがやったろう。まあ、それは通ったがやけど。

〇〇委員

あれもいろいろもめとねや。

議 長

まあそうやけんど、農用地区域からの除外ということは許可したわね。

今回ののがは農用地区域からの除外やけんど、5条申請。建物を建てるに当たっては5条、〇〇〇〇やけん5条になるがよ。ほんじゃけん、その5条申請が済んだ段階で建てるががほんまやったが。

それがほんまやけん、もうほんで県の方としても始末書・注意ということで、本人にも注意してあれして。その本人曰く、どうしてもそのハウスの関係で配電盤。今、全部もう電気で自動やけん。その配電盤が雨ざらしになるということ。そういうふうなあれで、もう建てらしてもろうたというような。

〇〇委員

今、始末書は何回までかまんがぜ？

何回でも書いてかまんもんやったら、やりたい放題やれるということになるわね。

事務局

事務局もそのあたりも、今回はちょっと説明はさせてもらいました。今回は〇〇〇〇さんの方ですけど。

ただ、要は行政書士さんは8月に出せたらよかったがですけど、定例会に。ただ、ちょっと書類がやっぱり足りないと、うちも受付ができない部分もありますので。

結局、行政書士さんは9月で予定どおり出す予定やったがですけど、実際はもう現場の方は繰り越しの国の事業を受けて、ハウスもでき、中もその施設も入れて、もう定植が昨日でしたか。逆算しよったらどうしても間に合わないということでもう苦肉の策でということでの利用でしたけど、結局、配電盤もかなり大きな数もあったので雨ざらしにはとてもできないということも分かりますけど、連絡の一報でも事務局にあればということで本人にも行政書士さんにも言わせてはもらいました。

事務局

〇〇〇〇もありますけど、今回〇〇〇〇さんは初めてですけど、そこはさび分けはちゃんとしてもらわな困りますということで。

議 長

今までの〇〇〇〇さんの分はもう、全然こういうその申請も出さんずくにやった経過もあるけど。

始末書を書きゃええいうがは、県の方が始末書を出してくださいと言うがであって。

〇〇委員

本来なら、言うたら経験者じゃない人がハウス建つがやったら分かるけど、何十件、何百件と建てた人やけんね。

この配電盤はどこのがもしよらね。ハウス専門業者やけんよ、こんな計画いうものが後から出てくるというのは自分らおかしい。自分らみたいな者が初めてハウス建つんやったら、それはこういうものが濡れるとか雨ざらしになるいうがやったらあるけど、この業者やけんね。ほんとやったらこの配電盤、仮のあれでもすつと建てれるがやけんね。

議 長

それまでに、その農用地区域から前回除外するに当たってやつと除外ができた段階でやったわけやけん、それが除外ができんうちはできらったがよ。それが遅れたけん、その配電盤のとこだけでもいうことで建てたみたいながやけんど。

で、農用地区域除外ができらったら建てれんがよ、言うたら。ほんで5条申請も出せんがよ。まあ言うたら、ほんじゃけん前回の8月定例会あたりで出しちよつたらあれやったけど、やっぱその後行政書士さんとの疎通いうものがうまいこといってなかったと思うがやけんど。

〇〇委員

この申請地は、何月ごろかね、1回現地を見にいったことがあったね。

議 長

あれは3月やったかね。

事務局

3月です。3月の定例会です。

〇〇委員

それから後に、この施設を建てちょう。

議 長

うん。除外の申請が行って、許可が下りてからね。

〇〇委員

この間、ヤモウヂで〇〇さんがハウスを建てましたよね。そのときに、確か〇〇

〇〇〇〇さんが配電盤か電気のあれを、まあ言うたら設計図に落としてなくて、ハウスは建っても電気が来ないのでハウスも開けることも何することもできんいう話をしよりましたので、〇〇〇〇さんも忘れてちょういうことがあるがやないろうかと思うて。

今、自分とこもこれが後になっちょういうことを、その〇〇〇〇さんとこも個人でその金額を出してこさえてもろうたいいう話をしよりましたがね。

申請は先にせないかんがやけん、そんな落ち度もちょこちょこ出てきようがやないろうかなと思います。

議 長

〇〇〇〇さんやけん、忘れちょういうことはないと思うがやんけど。

(この後、やりとりあり)

事務局

昨日の夕方、たまたまちょっと自分が別件で電話出たときに、ここは養液栽培のキュウリでやる予定なので、定植は昨日の夕方4時以降にしますということで、特段その報告が、振興係へ報告やったのでたまたま聞いたがですけど。

どうしても国の事業での補助事業で、やっぱりその業者さんは、直接〇〇〇〇さんは当然できませんのでほかの業者さんが、あの大規模なちょっと大きいハウスなので、やはり施工の時期はちょっとずれたりとかしよったかもしれせん。コロナの関係でなかなか資材も入らんかった部分もあったりもするかもしれんので、どうしてもその完成する時期が、始末書にもありますけど、その事業でどうしても動かないかんというかももうお尻が決まってるので、そうしよったらなかなか資材が入らんかったらなかなか大規模なハウスも一気に急には建てられんので、それでじわじわ工期がずれてきて、結局最後の方がえいという感じでもうどんだんだんだん、突貫工事じゃないですけど中のその設備も入れないかんだったらどうしても、さっきも言うように電気系統も最後にもうぎりぎり必要最小限やったらかまんがですけど、事務所の予定の屋根とかそれぐらいたらかまんろうかと思うて建てたような状況ながです。

〇〇委員

本来やったら、定植するに当たっては1カ月前に注文せないかんがやろう。自分らも必ず。

だから分かっちょうことやけんね。もしこれを、1カ月前からこれちょっと遅れる思うたら、その苗自体を伸ばしてでもここにほんとは出すべきやけどね。自分らやったらそうして、どうしても電気周りがいからったらもう苗をずらすけどね。工

事が間に合わらたら。

議 長

植える植えんは知らんけど、そのハウスのあれが補助金をもろうてやっちょう関係で納期いうものがあるって、その納期中に間に合わせないかん。

本来なら、その配電盤を要るけん、一言農業委員会なりに相談して、ここばあでもやらせてくれんかという相談があったらよかったがやけん、そこなしで建てちようもんじゃけん。ほんま言うたら補助申請があるって、申請が通ってから建てるががほんまやけんそれが間に合わないということで、一言あったらほんまによかったやけんそれがなかったけんこういうことになっちょうがやけん。

〇〇委員

やけど、これが親の代から言うたら1回や2回じゃないがやけんね。

始末書というものもなんぼでも書いたちかまんつうもんでもないぜ、これは。何らかの手を打たんことには、おんなじことの繰り返しやいか。何回も通りませんよということでも、一言でも農業委員会また県からでも言わさんことにはよ、これはおんなじことばかりしようやいか。何回目や、親の代から。

議 長

いや、それは分からんけど。

〇〇委員

考えたらあれやけど、やっぱ親父のやってることを見て覚えちよかないかん。これをしたらいかんねということをやちゃんと覚えて、それからせないかな。

議 長

今回、じゃけん本人にも注意もしちょうわけやろ。

事務局

はい。事務局からも、農業委員会のこともちゃんと考えてくださいと。いくら県の知事許可ということもありますけど、その前段でうちの農業委員会を通さないかん部分があるのでということもそうですし、行政書士さんへも伝えていますが、始末書で何回も書いてもそれで許可になればそれでええがかということも伝えてますんで、ちょっと今回はお灸すえてますので。事務局からは。

〇〇委員

16 ページの写真を見よつたら、何か浄化槽に見えるようなものがありますがね。
これは何ですかね？

事務局

それは先ほど説明させていただきましたけど、事務所と作業場を兼ねていますのでそこで作物、キュウリとかの商品なんかを詰め込んだりとかしよつたら、どうしても農作業ですので汗もかきますのでシャワー室、簡単なトイレとシャワー室を兼ねて造ってますので、その浄化槽です。

〇〇委員

浄化槽の水をどこへ流すかですか？

事務局

先ほど言いましたけど、南側の側溝ですね。

〇〇委員

普通、農業用水路やけん浄化槽の水なんか流さんと思うが。

事務局

でも、その浄化槽の水はもう浄化したらかまんがやないですかね。

〇〇委員

農業用水路に浄化槽の水は流せんろう。

議 長

農業用水路か何か知らんけど、団地の。

〇〇委員

家の所はあれよね。でも、ここの水路はもう農業専用の水路やろう？

事務局

ただしもう排水路なので、そこは問題はないと思いますけど。

〇〇委員

ほいたら、それは何年か前から。何かコーナンの所なんかも全部大きなパイプをして、川まで全部引っ張ってるんよ。途中で全部外れて漏れようけど、何年か前ま

では全部そうやってパイプを川の所まで引っ張って浄化槽の分を排水しよったけど。
ほいたら、もう水路に流してカまんいうことやろうかね？

事務局

恐らくそのあたりになると、またその浄化槽の排水になるとうちでは農地の関係になるので、排水の関係になるともう国営の方と事務局との話になるので、そちらはそちらでまた話をされてるとは思いますけど。

〇〇委員

検査はするがやろう？

事務局

検査は特にはないですね。
副委員長さんが言う検査というのは、その浄化槽のハードというかその検査です。

〇〇委員

浄化槽のあれはトイレの話やろう？

事務局

当然そこは、もうするはずです。

議 長

浄化槽そのもののあれは年に 1 回は必ずやらないかんもんやけど、その排水については、特にその排水の検査いうものはしよらんろ？

〇〇委員

しよらんけども、その浄化槽がきれいなあれやったらそれでオーケーやね。

議 長

やけん、その今の家の前にも家があるけん、そのまま農業用水路に流しよらあ。
そこから下は、うちの場合はその水路だけでそのがはそのまま流れるわけやけんそこからくみようわけやないけん、排水やけん。

事務局

ここも結局、最初の段階か、排水からしたら上から順番に流れてくるがですけど

基本排水路で、流末の方でもポンプアップで水を取る所が下流域にはないはずなので、そこは問題はないと思います。

議 長

ほかに何か。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

議案第2号、5条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

挙手多数で、第2号議案は承認をされました。

続きまして、議案第3号、形状変更に関する届出の報告が2件出ております。

事務局の方より、1番から説明をお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第3号、形状変更届が今回2件出てきております。

まず、1件目を説明いたします。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町黒ノ川字大ツエ603番9、田155㎡。同じく、603番11、田82㎡。同じく、603番13、田1,553㎡。同じく、603番15、田89㎡。

理由としましては、田をかさ上げとして畑で利用したいということになっております。

資料は17ページ以降をご覧ください。

場所を航空写真の位置面で落としておりますが、場所が佐賀の黒ノ川地区から入った所になります。国道をこちら大方方面からずうっと高知方面へ行きまして、佐賀の黒ノ川のまず集落に入りまして、そこから右手に中ノ川の方に入っていく山の中の町道を入れてきましてその途中、〇〇〇〇さんの倉庫がありますけれども、位置図の写真でいくと真ん中のちょっと下辺りに倉庫が建っていると思います。そこを過ぎて、申請地の4つの農地となります。

住宅地図を18ページに載せております。

19ページが詳細図です。

20ページが公図、21、22ページが形状変更の断面図、それぞれ縦と横の断面図となっております。

最後の23ページが現況の写真となっております。現況はもうほぼ耕作はされていないような状況の農地となっております。

こちらの形状変更につきましては、土地の方がなかなかちょっと広範囲な農地な

のでちょっと土量がかなり、ゆくゆくは町道とレベルの高さまでしたいんですが一気にはなかなか土の準備ができないということで、恐らく何年もちょっとかかるとは思いますが土の方を入れて、町道と担当の役場の方と境界を確認しもってレベルにまで上げていきたいという計画となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で、補足説明があればお願いします。

〇〇委員

私の方から説明いたします。

23 ページの写真を見るとおりほんとに、もともと田んぼやったんですが、田んぼの形がないぐらいの山に近い状態ですけど 2、3 年は恐らく作っちゃらんがやないかと思えますけれども。

場所は、小黒ノ川の集落から中ノ川の集落とのちょうど中間辺りの 1.5 キロぐらい行った所ですかね。

この田んぼなんですけれども、ここの途中の、22 ページにあるように今回埋める高さが 2m50 ぐらい。全部上げると約 4m50 ぐらいあるかもしれませんが、それを今回は 2m50 ぐらいに土を入れたいということです。

先日、〇〇委員と現場確認をして話をしたんですが、田んぼとしてはよう作らんと。イノシシは出るし、なかなかそういう状況で 2、3 年前から荒らしちゃういうことでしたが。

この図面を描いたのが〇〇〇〇さんですね。その〇〇〇〇さんが一挙に埋めるのかどうかも分かりませんが、残土を持ってきて埋め上げて、〈聴き取り不能〉計画のようです。

それが町道の高さまで上げるいうたら何年もかかると思えますけれども、一応この一番深い所で 2m50。

それからあとの、この段差の高い所の田んぼは 2m ありませんね。1m ちょっとぐらい。それで、上手に同じレベルにしていくということだと思います。

その後、何年先に完成するのかはちょっと今の時点では、〇〇〇〇くんの方も分かっていないような状態なんですけど、一応畑にしたいというような状況です。

議 長

今、〇〇委員の方から説明がありました。

多分、恐らくやけど、その〇〇〇〇さんの方の残土を集めて埋めると。そうい

うことみたいですが。
何かこの件に関して質疑・質問ある方。
これは何やろうか？

事務局

それはガードレールです。
(やりとりあり)

議 長

何か、この件につきまして質疑はありませんかね。
(質疑等なし)
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
この議案第3号、形状変更届の1番につきまして承認をされます方は、挙手をお願いします。
挙手多数でございます。
1番目につきましては承認をされました。
続きまして、形状変更願2番、お願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。
議案第3号の2番目を説明いたします。
届出人、〇〇〇〇さん。
願出地、黒潮町浮鞭字西ヤモウヂ500番1、田356㎡。同じく、501番1、田340㎡。
理由としましては、田をかさ上げとして畑で利用したいということです。
資料は24ページ以降をご覧ください。
24ページをご覧くださいますと、航空写真で位置面で落としておりますが、誠心園の下、すぐ分かるかと思いますが酒井自動車さんの工場があります。その東側の農地となっております。
25ページは宅地図で、26ページが詳細図となっております。酒井自動車さんの東側の2筆の、元は田んぼだった農地を今回土を入れて畑にしたいということです。
27ページが公図で、28ページが予定の形状変更での出てきた断面図等の図面になります。
最後に、29ページが現況での写真となっております。ここ数年、ちょっとこちらの方も〇〇〇〇さん本人がもう作れないということで、草の方が若干伸びてきております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方から説明がありました。
担当委員さんの方で、補足説明があればお願いします。

〇〇委員

私の方ですので説明いたします。

酒井自動車の隣で十何年ぐらい前から田んぼをやりましたがやけど、ヤモウヂ団地を整地したときにその鉄砲水があつて、ほとんどここがもう沼みたいになっておりました。10年ぐらい前から、耕作放棄地としてそのままあります。

先日、〇〇〇〇さんのところに行って、あとどうするがぜ、何を植えるがぜと聞いたら、取りあえずかさ上げして、畑として自分がずっと作りたいと。奥さんはまだなかなか元気な人ですので畑として作りたいということですので、大丈夫じゃないかと思っております。

議 長

今、〇〇さんの方からも、大丈夫ではないだろうかというようなことでございますが。
この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。
これは〇〇さん、この道の高さとはえっころ落ちちようが？

〇〇委員

落ちちよう。自分の背丈ぐらいやろうか。

議 長

ほいたら、1m5、60くらい落ちちよういうことか。
これはなかなか、かさ上げするということでも相当な土が要るがやない？

〇〇委員

ほんじゃけん、将来<聴き取り不能>かえいうたら、やっぱり津波の関係でどうしてもここはいかんと。畑やったら大丈夫ということで、畑を作っていくということです。

議 長

なかなかその残土処理でも土があればやけど、なかなか難しいろうね。すつとは

なかなかできんがやない。

〇〇委員

自分くの、これからちょっと東の所に自分とこの山があつて、残土いうか土を取らせよつた。多分そこから運ぶがじゃないろうかと思ひます。

議 長

はい、分かりました。

この件につきなして何か質疑・質問はありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思ひます。

議案第3号、形状変更届の2番につきまして承認をされます方は、挙手願ひます。挙手全員でございます。

形状変更届2番目につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方から説明をお願いしますが。

これ、私本人と息子の案件がありますんで、職務代行で〇〇さんの方に議長を代わっていただきたいと思ひます。

事務局

あとすみません、事務局から補足で。

この中に、また〇〇さん、〇〇さんも、本人さんがおりますのですみませんが3名の方、いったん退室をお願いします。

議 長

ほいたら〇〇さん、お願いします。

事務局

それでは事務局から説明の方をさせていただきます。

それは別冊の、議案第4号のいつもの集積計画の決定についての表紙のタイトルの資料をお手元をお願いします。

表紙をめくりまして、1ページから説明させていただきます。

今回、整理表を見ていただきまして2-39からずうっと2-51までありますが、その後、2-52から2-106までどんとあります。

説明はさせていただくんですけど、2-52から2-106までは、先月の定例会で3条の許可申請でありました加持の圃場整備、あちらの農地中間管理機構の基盤整備

の関係の利用権の設定があるので、資料が通常利用権の設計書の契約書を付けてるんですけど、あまりにも 55 件の、枚数で言うと 150 枚ぐらいになりますんで、もう資料が煩雑になるので今回省略をさせてもらっております。基本的に相対、利用権の設定の方だけ付けております。

それでは、最初から説明を簡単にさせていただきます。

整理番号 2-30 (大方 2-39)、貸付人、〇〇〇〇さん、

続いて、2-40 (大方 2-40)、〇〇〇〇さん、

続いて、2-41 (大方 2-41)、〇〇〇〇さん、

続いて、2-42 (大方 2-42)、〇〇〇〇さんが、

借受人としまして、〇〇〇〇さんとなっております。

利用権の設定期間につきましては、令和 2 年 9 月 7 日から令和 12 年 9 月 6 日までの 10 年間の契約となっております。

利用権の設定する土地につきましては、浮鞭字ヤモウヂの 4119 番、畑、農用地区域内の 1,000 m²。

2 番目として、ヤモウヂの 4118 番、畑、農用地区域内の 5,684 m²。

続いて、同じく字ヤモウヂの 4141、畑、農用地区域内の 3,212 m²。

最後に、字ヤモウヂ 4172 番、畑、農用地区域内の 2,000 m²で、果樹の予定となっております。

全て 4 件とも、反当たり〇〇〇〇となっております。

続いて、2-43 (大方 2-43)、〇〇〇〇さん、

続いて、2-44 (大方 2-44)、〇〇〇〇さん、

続いて、2-45 (大方 2-45)、〇〇〇〇さんが、

借受人としまして、〇〇〇〇さんとなっております。

設定期間は、令和 2 年 9 月 7 日から令和 7 年 9 月 6 日までの 5 年間となっております。

上から順に、利用権の設定する土地につきましては、田野浦字家ノ前 1771 番 1、畑、農用地区域内の 1,040 m²。

続いて、字家ノ前 1793 番 2、畑、農用地区域内の 713 m²。

同じく、田野浦字本田 3027 番、畑、農用地区域内の 1,153 m²となっております。

作物につきましては、花卉 (かき) となっております。

〇〇〇〇が、全て 3 件ともですが反当たりは上から順に、〇〇〇〇、2 番目が〇〇〇〇、最後に〇〇〇〇となっております。

続いて、2-46 (大方 2-46)、〇〇〇〇さん、

続いて、2-47 (大方 2-47)、〇〇〇〇さん、

続いて、2 ページにいけますが、2-48 (大方 2-48)、〇〇〇〇さんが、以上が借受人として、〇〇〇〇さんの息子さんです。〇〇〇〇さんが利用権の設定をされ

るということです。

利用権の設定につきましては、お父さんと同じように令和2年9月7日から令和7年9月6日までの5年間の設定で、設定をする土地が上から順に、田野浦字家ノ前1793番1、畑、農用地区域内の927㎡。続いて、田野浦字家ノ前1797番2、畑、農用地区域内の913㎡。最後に、同じく家ノ前1779番3、畑、農用地区域内の1,176㎡。お父さんと同じように、花卉（かき）農作物となっております。

こちらにも、3件とも賃貸借契約ということで、上から順に、年間反当たり〇〇〇〇、2筆目につきましても〇〇〇〇、最後が〇〇〇〇となっております。

続いて、2ページの2行目、2-49（大方2-49）、〇〇〇〇さん、

続いて、2-50（大方2-50）、〇〇〇〇さん。

借受人としまして、〇〇〇〇さんとなっております。

利用権の設定期間につきましては、上の〇〇〇〇さんの方は令和2年9月7日から令和12年9月6日までの10年間。

利用権の設定する土地が、浮鞭字新田4008番、田の、農用地区域内の3,280㎡。反あたり〇〇〇〇。

続いて2つ目が、利用権の設定が令和2年9月7日から令和7年9月7日までの5年間。

利用権を設定する土地は、浮鞭字社4046番、田、農用地区域内の1,181㎡。

両契約とも、作物はミョウガです。

社の方は、こちらにも反当たり〇〇〇〇となっております。

2ページの最後になりますが、続いて、2-51（大方2-51）、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間は、令和2年9月18日から令和12年9月17日の、こちら10年間の契約となっております。

利用権の設定する土地ですが、浮鞭字社4051番、田、農用地区域内の2,851㎡。作物はキュウリ。

こちらは〇〇〇〇で、反当たり〇〇〇〇となっております。

一番最後の2-52から2-106までは別紙ということで、ページをめくっていただきまして、すべてをいくと契約が55件あります。筆数で155筆ぐらいありますので、もう説明は省略させていただきます。

3ページの上の整理表の横に書いてありますが、加持本村地区の基盤整備での農業公社での利用権の設定を地権者さんといったん契約を結んだ上で今後基盤整備を行うということで、基盤整備後に新たに耕作者が決まるということで、今の段階では地権者さんと農業公社、農地中間管理機構での契約で行うということになっております。

まだ予定ですので、利用権の設定を期間はいつからいつまでともまだ記入がない

状況になります。

作物も、今度作られる方が何を作るかも分かっておりませんので、また、賃貸借契約で反当たりの金額もまだ未定となっております。

事務局からは以上です。

議 長

ただ今の事務局の方より説明がありました議案第 4 号、農用地利用集積計画につきまして質疑があれば。

伊芸委員

聞いてみたいけど、かまんろうか。

〇〇〇〇かえ、1,176 m²のが〇〇〇〇に対して、上のお父さんの方で1,153の方が〇〇〇〇。これはどういう意味？

事務局

事務局からご本人に確認したところ、まず会長の、まあ参考にですけど〇〇〇〇さんの2件目、〇〇〇〇さんとの利用権の設定、こちらが反発当たり〇〇〇〇。

息子さんの〇〇〇〇さんの利用権の設定の3件目、最後ですね、〇〇〇〇さんとの利用権の設定。これが〇〇〇〇さんに確認しましたら、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さん、息子さんと結んでる〇〇〇〇〇〇〇〇さんも親戚なので、これが結局ただで本人さんはかまんらしいがですけど、それじゃあんまりなのでということで〇〇〇〇で分納というか、〇〇〇〇を結んでるということです。ですので、もう気持ちばかりでも渡してるということで。

議 長

これは全部新よね？

事務局

新規がほとんどですが、1件だけ2-51、一番最後ですね。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは再設定ですね。更新ですね、純粹な。

議 長

〇〇〇〇さんらがこれ、全然今までしてなかったと。

事務局

そうです。

1の〇〇〇〇、2-43から2-51番、まあ2-51番は再設定ですけども、2-43から2-51番までは先月の利用集積で〇〇〇〇が説明しましたけれども、高収益の補助事業が農業振興係の方でありますので、コロナの関係で。そちらの補助を受けるためには利用権の設定を今年度中に受ける、もしくは農作業受委託を結んでいることが条件となっておりますので、先月からこの集積がどんどんどん補助申請される方の分が増えてきますので、必然的にこれから集積の特に相対分が、個人個人の直接の契約分が毎月出てくると思います。

以上です。

議 長

ほかにありませんかね。

〇〇委員

加持地区の基盤整備いうがよね、これは農業公社に1回貸し付けて、農業公社が基盤整備をやるわけ？

事務局

その基盤整備が県営、県が主体で整備するので、幡多農業振興センターの基盤課の方が。

その条件として、土地の所有者さんはいったん全て農業公社さんの方に利用権の設定を貸し付けて、その後、公社さんが県の方で土地を基盤整備します。今度しました後に、いよいよ次の地番らが新たに決まりますけど、換地された農地で利用者、担い手が今度決まるということになります。

ですので、今の段階では途中まで。所有者さんと公社さんとの仮契約といいたしうか契約までしかまだできない状況なので、今後、2、3年たった後に換地が終わったら正式に公社さんからいつものように地元の担い手の方に利用権の設定が始まります。

〇〇委員

もう工事はやりようが？

事務局

まだですね。

早くて来年度からですね。

議 長

この分はほ場整備、個人負担なしいうて。

事務局

原則、個人負担がない事業と聞いてます。

当然、ほ場整備外とか、いろいろその条件によっては負担が事業とか単費らでやらないかん分も出てきますけど、基本的に県営でやる部分については原則負担がないという分ですね。

〇〇委員

で、20年間は絶対これ？

事務局

そうです。で、当初からその収益を20%以上上げないかんとか、そういったちゃんとその計画があって、今言ったように面積の基準とかいろいろありますので、そこをクリアした後で換地が始まりますので。

〇〇委員

換地も終わって、個人のとこへ返るわけじゃなしに、今度は農業公社が営農組合とかそういうあれに貸し付けることに。

事務局

そうです。新たなに相手。

貸し付けが目的の基盤整備事業なので。

〇〇委員

期間はどれぐらい？20年間？

事務局

契約は20年間です。

工事はその工区、面積によって何年間かに分けてどうしてもせないかんようになるみたいです。

例えば加持地区でしたら、恐らく2年、3年かかるかもしれませんが、予定は今のところ2年ぐらいとは聞いてますけど。

〇〇委員

その後は市野瀬とか？

事務局

そうですね。

市野瀬がもういよいよ来年度から地元に入れられて、話がされると思います。

議 長

ほかにありませんかね。

〇〇委員

すみません、構いませんか？

このまとまった田んぼはどれくらい以上ないとできませんか？

事務局

ごめんなさい。農業委員会の方がちょっと担当でないので。

この間の中村の合同庁舎で、毎年説明がその基盤整備のがであるのですが。

農業振興係がおったらすぐ答えるがですけど、資料は、この間研修会を欠席された方はもらってるのを今日配布してますけど、もし持ってる方でしたら、資料が右上の表紙で4のページが11ページにあるんですけども。

要件としたら、中山間地域になりますので、黒潮町は。農地面積は5ha以上なんですけれども、まとまり、固まりですね。連結して固まった団地が、黒潮町の場合は狭山間地域になるので5反以上固まっておたらひと団地、構わないということになりますので、その5反以上がちょっと離れてぼつ、ぼつ、ぼつとあっても確かいたはずなので。最終的に、5ha以上になっちゃったらかまんということですね。

議 長

ほかにありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、農用地利用集積計画、この件につきまして賛成の方、挙手をお願いします。

賛成多数ですので、解決いたしました。

議 長 (〇〇委員)

〇〇さん、どうもありがとうございました(議長交代)。

議案の方が終わりましたので、あとその他がありますが、いったん記録を止めたいと思います。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. 農地パトロールの日程について確認
2. 令和2年度農業委員会全員研修会の参加可否について

(午後3時06分終了)